

○監理技術者等の取扱いについて

平成 29 年 3 月 31 日 管理者決裁
令和 2 年 11 月 9 日 一部改正

設計金額 250 万円を超える工事の施工に関して、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条及び札幌市水道局建設工事請負契約約款第 10 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する監理技術者、特例監理技術者（監理技術者補佐を配置した工事における監理技術者）、監理技術者補佐又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の取扱いについては、「監理技術者制度運用マニュアル」（最終改正 令和 2 年 9 月 30 日国不建第 130 号。以下「マニュアル」という。）を踏まえ、適切に運用することとし、具体的な事務手続き等については、下記のとおり取扱うものとする。

記

1 共同企業体における監理技術者等の設置について（マニュアル二一二（2））

当局の契約の相手方（以下「受注者」という。）が共同企業体である当局発注工事における監理技術者等の配置については、マニュアルによるものとするが、主任技術者の兼任の取扱いについては、「札幌市水道局工事等共同企業体取扱要綱（平成 14 年 9 月 30 日管理者決裁）」第 7 条第 3 号又は第 14 条第 5 号のただし書きの規定によることができるものとする。

2 主任技術者から監理技術者又は特例監理技術者への変更について（マニュアル二一二（3））

当初、主任技術者を配置した工事において、大幅な設計変更等により、工事途中で下請契約の請負代金額が 4000 万円（建築一式工事にあつては 6000 万円）以上となった場合は、受注者は関係書類を添付した『現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等変更通知書』を工事主任に提出し、当該主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者又は特例監理技術者（特例監理技術者を配置する場合は加えて監理技術者補佐）を配置しなければならない。

なお、設計変更等があらかじめ予想される場合には、工事施工当初から監理技術者又は特例監理技術者になり得る資格を有する技術者を配置するとともに、特例監理技術者を置く場合は併せて監理技術者補佐となり得る資格を持つ技術者を配置しなければならないことに留意すること。

3 監理技術者等の途中交代について（マニュアル二一二（4））

監理技術者等の工期途中での交代が認められる場合は、次に掲げる事由によるものとし、受注者は関係書類を添付した『現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等変更通

知書』を工事主任に提出し、監理技術者等を変更するものとする。

ただし、いずれの場合にあっても、工事の継続性、品質確保等に支障を生じさせない観点から、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置すること等の措置が講じられるように留意すること。

ア 監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等の場合

イ 受注者の責によらない理由により、工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期を延長した場合

ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点

エ 一つの契約工期が多年に及ぶ場合

4 監理技術者等の専任を要しない場合等について（マニュアル三（１）、（２））

請負代金額が 3500 万円（建築一式工事にあつては 7000 万円）以上の工事については、その契約工期（着手日からしゅん功日まで）において、主任技術者又は監理技術者は工事現場ごとに専任の者でなければならず、また、特例監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合、当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で配置しなければならないが、次に掲げる場合は、それぞれに定めるところによるものとする。

また、次の事由に該当し、専任を要する工事の監理技術者等を他の工事に従事させるとき、又は、専任を要する工事において当初より兼任で従事させるときは、受注者は『監理技術者等の兼任届』（別紙 1）を工事主任に提出し、当局が『技術者兼任承諾通知書』（別紙 2）の交付をもって承諾することにより、相互に兼任期間等を明確にするものとする。

(1) 工事現場への専任を要しない期間である場合

工事がアからエの期間にある場合、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の当該工事現場での専任は要せず、これらの者の専任を要しない他の工事に従事することができる。

なお、イの期間に限っては、本市（企業局含む。）が発注する他の工事（専任を要しない期間内に工事が完了するものに限る。）の専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として従事することができるが、その際、当該工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法について、当局の承諾を得る必要がある。

ア 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまでの間。）

イ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

エ 工事しゅん功後、検査が終了し(当局の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

(2) 同一工場内で一元的な管理体制のもとで工場製作を行う場合

工場製作の過程を含む工事の工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

(3) 密接な関連のある二以上の工事を管理する場合

建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第2項に該当する工事にあつては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる。ただし、本条項は専任の監理技術者については適用されない。

なお、当面の間、適用範囲は次のとおりとする。

ア 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の受注者が施工する場合。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請で施工する場合等も含む。

イ アの場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

ウ ア及びイの適用に当たっては、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう各工事の発注者が適切に判断することが必要であるため、当局以外の発注機関の工事が含まれている場合は、他の発注機関との調整を要することに留意すること。

(4) 工作物等に一体性が認められる工事である場合

当局又は当局以外の発注機関が、同一の受注者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であつて、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。

ただし、これら複数工事の下請金額の合計が4000万円(建築一式工事の場合は6000万円)以上となるときは、特定建設業の許可を有する受注者であつて、工事現場に監理技術者又は特例監理技術者を設置できる場合、また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が3500万円(建築一式工事の場合は7000万円)以上となるときは、主

任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐がこれらの工事現場に専任できる場合に適用する。

(5) 余裕期間等を設定した工事である場合

告示において余裕期間を設定した工事においては、工事開始日をもって契約工期の始期とみなし、契約締結日から工事開始日の前日までは監理技術者等を設置することを要しないが、配置予定技術者が当該工事の契約締結日以降において、他の工事に従事する場合、受注者は『監理技術者等の兼任届』により工事主任に報告するものとする。ただし、この場合においては、当局の承諾は要しないものとする。

(6) 監理技術者補佐を設置した工事である場合

監理技術者の専任が必要な複数の工事について、工事ごとに専任の監理技術者補佐を配置した場合、特例監理技術者は当該複数の工事を2件まで兼任することができる。

受注者は、工期の当初において特例監理技術者及び監理技術者補佐を設置したときは、関係書類を添付し、『現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等指定通知書』に必要事項を記載したうえで工事主任に提出し、当局に通知するものとする。

また、工期の途中において、監理技術者補佐を配置し監理技術者が特例監理技術者となること又は監理技術者補佐の配置を止めて特例監理技術者が監理技術者となることは、監理技術者等の途中交代には該当せず、「3 監理技術者等の途中交代について」ア～エの事由の有無に関わらず可能であるが、この場合、事前に工事主任に説明したうえで、関係書類を添付して『現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等変更通知書』を提出しなければならない。

特例監理技術者が工事を兼任する場合、受注者は、『監理技術者等の兼任届』を提出するほか、情報通信技術の活用方針や監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ工事主任に説明し、理解を得るものとする。当局は、特例監理技術者が兼任しようとする工事が、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲のものであることを確認できない場合を除き、工事兼任を承諾するものとする。

なお、上記の規定にかかわらず、工事規模、施工難易度等を考慮し、施行担当課が、入札告示前の段階で、特例監理技術者の兼任が認められないと判断した工事については、告示等にその旨を明示し、兼任を認めない取扱いとする。

5 適用年月日

平成29年4月1日から適用する。

令和2年11月9日から適用する。